**平成17年6月1日国土交通省告示第566号**

**建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件**

平成17年6月1日　国土交通省告示第566号

改正　平成19年5月18日　国土交通省告示第627号

改正　平成21年8月10日　国土交通省告示第891号

改正　平成24年9月20日　国土交通省告示第1036号

改正　平成25年8月5日　国土交通省告示第777号

改正　平成27年1月29日　国土交通省告示第182号

改正　平成27年5月27日　国土交通省告示第674号

改正　平成28年6月1日　国土交通省告示第793号

改正　平成28年8月3日　国土交通省告示第917号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の2第一号イ（3）及びロ（3）並びに第二号イの規定に基づき、建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準を第1から第3までに、並びに同号ロの規定に基づき、建築物の基礎の補強に関する基準を第4に定める。ただし、国土交通大臣がこの基準の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める基準によって建築物の増築又は改築を行う場合においては、当該基準によることができる。

**第1**　建築基準法施行令（以下「令」という。）第137条の2第一号イ（3）に規定する建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号（法第20条第1項第一号後段に規定する構造計算によって安全性を確かめる場合にあっては、第一号）に定めるところによる。

**一**　　建築設備については、次のイからハまでに定めるところによる。

**イ**　　建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第20条第1項第一号から第三号までに掲げる建築物に設ける屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものは、令第129条の2の4第三号の規定に適合すること。

**ロ**　　建築物に設ける給水、排水その他の配管設備は、令第129条の2の5第1項第二号及び第三号の規定に適合すること。

**ハ**　　建築物に設ける令第129条の3第1項第一号及び第二号に掲げる昇降機は、令第129条の4、令第129条の5（これらの規定を令第129条の12第2項において準用する場合を含む。）、令第129条の8第1項並びに令第129条の12第1項第六号の規定に適合するほか、当該昇降機の籠が、籠内の人又は物による衝撃を受けた場合において、籠内の人又は物が昇降路内に落下し、又は籠外の物に触れるおそれのない構造であること。　この場合において、既存のエスカレーター（エスカレーターの上端と下端の間の揚程が、次の式によって計算した数値以下であるものに限る。）に対する同号の規定の適用については、同号中「国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの」とあるのは、「平成25年国土交通省告示第1046号（第3第二項を除く。）に適合する構造」と読み替えるものとする。

Ｈ＝100（Ｃ＋10）

この式において、Ｈ及びＣは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ｈ　エスカレーターの上端と下端の間の揚程（単位　㎜）

Ｃ　エスカレーターの端部の隙間（平成25年国土交通省告示第1046号第1第1項第三号イの表備考1の号に規定する隙間をいう。）の合計（単位　㎜)

**二**　　屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁については、次のイ及びロに定めるところによる。

**イ**　　屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁は、昭和46年建設省告示第109号に定める基準に適合すること。

**ロ**　　特定天井については平成25年国土交通省告示第771号第3に定める基準に適合すること又は令第39条第3項に基づく国土交通大臣の認定を受けたものであること。ただし、増築又は改築をする部分以外の部分の天井（新たに設置するものを除く。）であって、増築又は改築をする部分の天井と構造上分離しているもので当該天井の落下防止措置（ネット、ワイヤ又はロープその他の天井材（当該落下防止措置に用いる材料を除く。）の落下による衝撃が作用した場合においても脱落及び破断を生じないことが確かめられた部材の設置により、天井の落下を防止する措置をいう。）が講じられているものにあっては、この限りでない。

**第2**　　令第137条の2第一号ロ（3）に規定する建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号に定めるところによる。

**一**　　増築又は改築に係る部分以外の部分の構造耐力上主要な部分については、次のいずれかに定めるところによる。

**イ**　　令第三章第八節の規定に適合すること。

**ロ**　　令第三章第八節の規定（地震に係る部分に限る。）に適合し、かつ、地震時を除き、令第82条第一号から第三号まで（地震に係る部分を除く。）に定めるところによる構造計算によって構造耐力上安全であることを確かめること（法第20条第1項第二号から第四号までに掲げる建築物である場合に限る。）。

**ハ**　　平成18年国土交通省告示第185号に定める基準によって地震に対して安全な構造であることを確かめ、かつ、地震時を除き、令第82条第一号から第三号まで（地震に係る部分を除く。）に定めるところによる構造計算によって構造耐力上安全であることを確かめること。

**二**　　建築設備については、第1第一号に定めるところによる。

**三**　　屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁については、第1第二号に定めるところによる(法第20条第1項第一号後段に規定する構造計算によって安全性を確かめる場合を除く。）。

**第3**　　令第137条の2第二号イに規定する建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号に定めるところによる。

**一**　　建築物の構造耐力上主要な部分については、次のイからヘまでに定めるところによる。

**イ**　　増築又は改築に係る部分が令第3章（第8節を除く。）の規定及び法第40条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定に適合すること。

**ロ**　　地震に対して、次のいずれかに定めるところによる。

**(1)** 令第三章第八節の規定（地震に係る部分に限る。）に適合すること。

**(2)**　 令第42条、令第43条並びに令第46条第1項から第3項まで及び第4項（表三に係る部分を除く。）の規定（平成13年国土交通省告示第1540号に規定する枠組壁工法又は木質プレハブ工法（以下単に「枠組壁工法又は木質プレハブ工法」という。）を用いた建築物の場合にあっては同告示第一から第十までの規定）に適合することを確かめること（法第20条第1項第四号に掲げる建築物のうち木造のものである場合に限る。）。

**ハ**　 地震時を除いては、次のいずれかに定めるところによる。

**（1）** 令第三章第八節の規定（地震に係る部分を除く。）に適合すること。

**(2)** 令第46条第4項（表二に係る部分を除く。）の規定（枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物の場合にあっては平成13年国土交通省告示第1540号第一から第十までの規定）に適合すること（法第20条第1項第四号に掲げる建築物のうち木造のものである場合に限る。）。

**ニ**　 ロの規定にかかわらず、増築又は改築後の建築物（新たにエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法を設けることにより建築物を二以上の独立部分（令第36条の4に規定する部分をいう。以下同じ。）に分ける場合（以下「分離増改築を行う場合」という。）にあっては、既存の独立部分。以下ニにおいて同じ。）の架構を構成する部材（間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。以下ニにおいて同じ。）が増築又は改築前の建築物の架構を構成する部材から追加及び変更（当該部材の強度及び耐力が上昇する変更を除く。）がない場合にあっては、平成18年国土交通省告示第185号に定める基準によって地震に対して安全な構造であることを確かめることができる。

**ホ**　 ロ及びハの規定にかかわ らず、分離増改築を行う場合（既存の独立部分の規模及び構造が法第20条第1項第二号から第四号までに掲げる建築物の区分に該当する場合に限る。）にあっては、既存の独立部分については、平成18年国土交通省告示第185号に定める基準によって地震に対して安全な構造であることを、地震 時を除いては令第82条第一号から第三号まで（地震に係る部分を除く。）に定めるところによる構造計算によって構造耐力上安全であることを確かめること ができる。

**ヘ**　 ロ及びハの規定にかかわらず、分離増改築を行う場合（既存の独立部分の規模及び構造が法第20条第1項第一号に掲げる建築物の区分に該当する場合に限る。）にあっては、既存の独立部分については、第2第一号ハに定めるところによることができる。

**二**　 建築設備については、第1第一号に定めるところによる。

**三**　 屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁については、第1第二号に定めるところによる（法第20条第1項第一号後段に規定する構造計算によって安全性を確かめる場合を除く。）。

**第4**　 建築物の基礎の補強に関する基準は、次の各号に定めるところによる。

**一**　 既存の基礎がべた基礎又は布基礎であること。

**二**　 地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度（改良された地盤にあっては、改良後の許容応力度とする。）が、既存の基礎がべた基礎である場合にあっては20kN/㎡以上であり、既存の基礎が布基礎である場合にあっては30 kN/㎡以上であること。

**三** 　建築物の基礎の補強の方法は、次のイからニまでのいずれにも適合するものとする。

**イ**　 次に掲げる基準に適合する鉄筋コンクリートを打設することにより補強すること。

**（1）**　 打設する鉄筋コンクリート（以下この号において「打設部分」という。）の立上り部分の高さは、地上部分で30cm以上とすること。

**（2）**　 打設部分の立上り部分の厚さは、12cm以上とすること。

**（3）** 　打設部分の底盤の厚さは、べた基礎の補強の場合にあっては12cm以上とし、布基礎の補強の場合にあっては15cm以上とすること。

**ロ**　 打設部分は、立上り部分の主筋として径12㎜以上の異形鉄筋を、立上り部分の上端及び立上り部分の下部の底盤にそれぞれ1本以上配置し、かつ、補強筋と緊結したものとすること。

**ハ**　 打設部分は、立上り部分の補強筋として径9㎜以上の鉄筋を30cm以下の間隔で縦に配置したものとすること。

**ニ**　 打設部分は、その立上り部分の上部及び下部にそれぞれ60cm以下の間隔でアンカーを設け、かつ、当該アンカーの打設部分及び既存の基礎に対する定着長さをそれぞれ6cm以上としたもの又はこれと同等以上の効力を有する措置を講じたものとすること。

**四**　 構造耐力上主要な部分である柱で最下階の部分に使用するものの下部、土台及び基礎を地盤の沈下又は変形に対して構造耐力上安全なものとすること。

**2**　 前項に規定する打設する鉄筋コンクリートについては、令第72条から令第76条までの規定を準用する。

附　則（平成17年6月1日　国土交通省告示第566号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（平成19年5月18日　国土交通省告示第627号）

この告示は、平成19年6月20日から施行する。

附　則（平成21年8月10日　国土交通省告示第891号）

この告示は、平成21年9月1日から施行する。

附　則（平成24年9月20日　国土交通省告示第1036号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（平成25年8月5日　国土交通省告示第777号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附　則（平成27年1月29日　国土交通省告示第182号）

この告示は、平成27年6月1日から施行する。

附　則（平成27年5月27日　国土交通省告示第674号）

この告示は、平成27年6月1日から施行する。

附　則（平成28年6月1日　国土交通省告示第793号）

この告示は、平成28年6月1日から施行する。

附　則（平成28年8月3日　国土交通省告示第917号）

この告示は、公布の日から施行する。